

〈確認書の有無による子のカウント方法〉

例：18歳（令和7年3月で高校卒業）、16歳、13歳のお子さまを養育している場合

令和7年3月まで

令和7年4月以降
(提出した場合)

(提出がない場合)

18歳	16歳	13歳
第1子	第2子	第3子
支給対象	支給対象	支給対象



18歳	16歳	13歳
第1子	第2子	第3子
算定対象	支給対象	支給対象

18歳	16歳	13歳
第1子	第2子	第3子
—	支給対象	支給対象

詳しい支給額については、[児童手当制度改正のお知らせ | 土浦市](#)をご確認ください。